

社会福祉法人等指導監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市福祉部地域福祉課が実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査の実施に関し必要な事項を定め、これに基づき統一的かつ効率的な指導監査を行うことにより、福祉サービス利用者の利益を保護し、適正で円滑な法人運営を確保することを目的とする。

(基本方針)

第2条 指導監査は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条に基づき、法人の運営状況について調査又は検査し、国、県及び市の通知に基づく指導事項について、本市における法人運営の実情を踏まえ実施するものとする。

- 2 指導監査の実施に当たっては、画一的、形式的に陥ることのないよう配慮し、単に問題の指摘にとどまることなく総合的評価に努め、運営水準の向上のため必要に応じ助言又は指導を行うものとする。
- 3 指導監査をより効果的かつ効率的に実施するため、国が定める監査の重点事項及び前年度における指導監査結果の問題点等を十分に考慮して、毎年度当初に、指導監査に係る指導監査実施方針及び指導監査重点事項を定めるとともに、実施計画を策定するものとする。
- 4 実施計画の策定にあたっては、指導監査対象に係る情報交換を密にする等、事業所管課と十分な連携をとるものとする。
- 5 実施計画は、年度中、必要に応じて見直すことができる。

(指導監査の対象)

第3条 指導監査の対象は、市長が所轄する法人とする。

(指導監査の実施)

第4条 指導監査は、一般指導監査及び特別指導監査とする。

- 2 一般指導監査は、定期指導監査とする。
- 3 定期指導監査は、次のとおり実施する。
 - (1) 前回指導監査、法人の運営、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に大きな問題が特に認められない場合。 3年に1回
 - (2) (1)に係わらず、定期指導監査を次のとおりとすることができる。
 - ア (1)を満たしており、会計監査人の作成する会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合。 5年に1回
 - イ (1)を満たしており、「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」が提出している場合。 4年に1回
 - ウ (1)を満たしており、苦情解決への取組が適切に行われ、福祉サービス第三者評価事業を受信し、結果を公表することでサービスの質の向上に努めている場合又はISO9001の認証取得施設を有している場合。 4年に1回
 - エ (1)を満たしており、地域社会に開かれた事業運営が行われている場合又は先駆的な社会貢献活動に取り組んでいる場合。 4年に1回
- 4 特別指導監査は、主に運営等に重大な問題を有する法人に対して、随時実施する。
- 5 指導監査において重大な問題が認められた法人並びに不祥事が発生した法人に対しては、改善が図られるまで重点的かつ継続的に指導監査を実施するものとする。
- 6 特別指導監査の実施時期、実施方法、実施内容等については、その都度定める。

(指導監査の留意点)

第5条 指導監査は、公正不偏の態度で実施し、努めて代表者等の理解と自発的協力が得られるよう配慮するものとする。

2 指導監査の過程においては、法人との信頼関係を基礎として十分に意見の交換を行い、指導監査が適正かつ円滑になされるよう留意するものとする。

(定期指導監査の実施方法)

第6条 指導監査対象法人の運営状況をあらかじめ把握するため、事前に当該法人等に対し別に定める監査資料の提出を求めるものとする。

2 指導監査は、対象法人の運営等について、代表者等に対し説明を求め、必要に応じて帳簿及び書類を実地により確認するほか、監査資料に基づいて実施するものとする。

3 指導監査の実施に当たっては、必要に応じて事業所管課に対して必要事項の照会及び調査を行うことができる。

4 実地により行う定期指導監査（以下「実地定期指導監査」という。）の実施に当たっては、原則として、その1か月前までに監査の対象、実施日時等の内容を明示し、法人等の代表者に文書で通知するものとする。

5 実地定期指導監査は、法人の事務所又は施設等において実施するものとする。ただし、必要に応じて、それ以外の方法等により実施することができるものとする。

6 実地定期指導監査は、複数の職員をもって実施するものとする。

(合同指導監査の実施)

第7条 指導監査に当たっては、必要に応じて事業所管課の協力を得て合同で実施することができる。

(神奈川県との連携)

第8条 法人に対する指導監査に当たっては、施設等の指導監査を担当する神奈川県と十分に連携をとりながら指導監査を実施するものとする。

2 神奈川県が所管する施設については、必要に応じて神奈川県の協力を得て、神奈川県が実地により行う施設監査と同時に、当該施設を運営する法人に対する実地定期指導監査を実施することができる。

3 施設等を経営している法人については、神奈川県に対し、指導監査結果の情報提供をするよう努めるものとする。

(実地定期指導監査結果の処理)

第9条 実地定期指導監査の担当者は、実地定期指導監査終了後、現地において関係役職員の出席を求めて監査結果の講評を行うものとする。

2 実地定期指導監査の担当者は、速やかに監査結果の復命書及び監査結果通知案を作成し、福祉部長の決裁を受けるものとする。

3 文書での指摘を要する事項については、当該法人等の代表者に改善の結果又は計画の報告期日を定めて通知するものとする。

4 文書で指摘する事項は、別に定める監査の指導基準を参考とし、当該法人の実態に即して別に定めるものとする。

5 文書で指摘した事項については、理事会又は運営委員会に報告させるとともに、特に指定した事項については、理事会又は運営委員会で改善の計画を検討させなければならない。

6 第3項の規定に基づき改善の結果又は計画を報告させるに当たっては、次に掲げる書類の提出を求めなければならない。

(1) 改善措置を必要とする事項を報告したときの理事会又は運営委員会の議事録及

び特に指定した事項について改善の計画を検討したときの理事会又は運営委員会の議事録の写し

(2) その他必要と認める書類

(指導監査結果等の公開)

第10条 地域福祉課が行う法人に対する指導監査の結果等については、公平性及び透明性の高い市政をさらに進めるとともに、福祉サービス等を利用しようとする者の福祉サービスの選択に資すること及び社会福祉法人の運営状況を公開することにより、当該社会福祉法人の健全な運営を促すことを目的とするため、市のホームページに公開するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指導監査について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。